平成２８年（フ）第１０９号
沖縄県浦添市仲間３丁目３番２－303号　サンハイツ山川
破産者　福永　　超
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１１０号
沖縄県那覇市識名３丁目20番20号　和楽荘アパート201
破産者　髙江洲　悟
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１１７号
沖縄県南城市大里字稲嶺2234番地28　Ｊ－９
破産者　伊集利枝子
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１１８号
沖縄県那覇市小禄５丁目10番地３　コーポルナ205
破産者　上原　侑司
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第７８号
函館市湯川町２丁目29番22―708号
破産者　三浦　盛彦
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２２号
秋田県大館市花岡町字小坪川107番地５
破産者　奈良真貴子
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第２０号
山形県東田川郡庄内町狩川字上割７番地７、前住所群馬県太田市下浜田町307番地５　ラフィナートＢ―101号
破産者　秋葉　信幸
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第１４号
栃木県那須塩原市南町６番27号　コーポ南103号、前住所栃木県那須塩原市石林700番地34
破産者　阿久津トモ子
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第５号
群馬県前橋市大手町２丁目７番４－408号　サンデュエル前橋大手町
破産者　宮本　麻衣
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第９０号
群馬県伊勢崎市今泉町１丁目1515番地　ユニオンⅢＡ203
破産者　牧野クララこと　ＬＥＶＡＮＯ　ＯＣ　ＨＯＡ　ＤＥ　ＭＡＫＩＮＯ　ＣＬＡＲＡ　ＭＥＲＣＥＤＥＳ
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１８号
群馬県桐生市本町２丁目３番22号
破産者　髙松　雪江
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第１９号
群馬県みどり市大間々町下神梅120番地１、開始決定時の住所群馬県桐生市新里町新川1321番地８
破産者　稲木　良明
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第２０号
群馬県みどり市笠懸町鹿3963番地１　鈴の木ニュータウン　Ａ―201
破産者　蝦名　元弘
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第２１号
群馬県桐生市相生町２丁目389番地の７
破産者　星野　梨紗
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第２３号
群馬県桐生市相生町２丁目486番地の51
破産者　藤掛　祐子
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第２４号
群馬県みどり市大間々町大間々1150番地６
破産者　金子　和子
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第２号

流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第５項及び第99条第２項の規定による仮換地指定の通知について、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成 28 年７月 14 日
流山都市計画事業
新市街地地区一体型特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
つくば・千葉常磐担当推進役　支倉　　紳

記

1　氏名及び住所
氏名　増田　善太郎
住所　流山市駒木68番地の１
2　通知の内容
文書番号　しち21―56新市街地発指定170－１
平成28年６月７日
従前の宅地
町名及び字名　駒木
地番　68－１　地目　山林
登記簿地積　2,306㎡
基準地積　2,419.71㎡
町名及び字名　駒木字中橋上
地番　78　地目　山林
登記簿地積　345㎡
基準地積　345.26㎡
仮換地
街区番号　Ｄ64　画地番号　２画地
地積　2,095㎡
仮換地の指定の効力発生の日
平成28年６月30日
仮換地について使用又は収益を開始することができる日　別に定めて通知します。
注意
1　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
2　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。
教示
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）
2　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

以　上